

板橋区女性健康支援センター運営協議会実施要綱

(平成 20 年 5 月 2 日 区長決定)

(設置)

第 1 条 東京都板橋区女性健康支援センター（以下「センター」という。）の設立趣旨に沿って女性の健康づくりの支援を推進し、センター事業の円滑な運営を図るため、センターに運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) 関係機関との調整に関すること。
- (3) その他のセンターの事業に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する 15 名以内をもって組織する。

- (1) 区内医療機関医師等
- (2) 区民代表
- (3) センター専門相談員
- (4) 区職員

(任期)

第 4 条 前条各号に掲げる委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(謝礼)

第7条 協議会委員に、別に定める謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、センターにおいて処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。